

税務署  
受付印

# 営農困難時貸付けに関する届出書

令和 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日

税務署長

〒

届出者 住所 (居所) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 昭和・平成 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日

(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

※欄は記入しないでください。

## 1 贈与者又は被相続人等に関する事項

贈与者 被相続人	住所 (居所)	氏名	
贈与者 届出者が被相続人から農地等を			昭和 平成 令和
贈与 相続(遺贈)により取得した年月日			年 月 日

## 2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	令和 ____年__月__日
----------------------------------	----------------

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。(該当する番号を○で囲んでください。)

- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました。(4)に該当する場合を除きます。)
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けました。

## 3 営農困難時貸付けに関する事項

借り受けた者	住所(居所) 又は本店(主たる 事務所)の所在地	氏名 又は 名称	
営農困難時貸付け を行った年月日	令和 ____年__月__日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：令和 ____年__月__日 至：令和 ____年__月__日

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

- 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
  - (1)に掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- (注) 贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、次に掲げる貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届出を行うことに注意してください。
- イ 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- ロ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第148号)による改正前の旧租税特別措置法施行令第40条の6第52項第2号に該当しない場合で、(1)に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までにを行ったその貸付け

関与税理士	電話番号
-------	------

※	通信日付印の年月日	(確認)	整理簿番号
	年 月 日		

(裏)  
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から2月以内です。

- 1 届出者の生年月日は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の(1)に掲げる貸付けにより貸付けを行った場合のみ記載してください。
- 2 贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第22項」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 4 この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

税目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人
贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）

- 6 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署にお尋ねください。